

令和5年 第9回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和5年9月11日(月) 午後1:00~2:00

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (1人) 6番荻沢功

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第21号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第22号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第5 議案第23号

非農地証明交付申請の承認について

日程第6 議案第24号

新郷村農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書の提出について

(令和5年第9回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、2番佐藤委員にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は 9名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第9回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には1番谷地村職務代理並びに2番佐藤委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	日程第3、議案第21号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第21号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。 議案第21号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。今回の案件は所有権移転が2件となります。 農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですのでそれぞれ補足説明をいたします。 4ページをお開きください。 受付番号第21号についてご説明いたします。 譲渡人は村外に在住しており、相続により農地を取得しました。以前から相対契約により譲受人は耕作を行っており、相対契約から農地の贈与をするために申請されたものです。 農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 それぞれ議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付していますので参考にしてください。

	以上で受付番号第21号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関して、現地調査の結果を9番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第21号、受付番号第21号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>譲渡人は村外に在住し、農地を手放したいと考えていました。譲受人は以前から相対契約により農地を使用しており、今後も耕作を続けたいと考えていたところ、両者の意思が一致したため、今回の申請に至ったものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第21号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号第21号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、受付番号第22号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>10ページをお開きください。</p> <p>受付番号第22号についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人は村外に在住しており、相続により農地を取得しました。</p> <p>以前から相対契約により譲受人は耕作を行っており、相対契約から農地の贈与をするために申請されたものです。</p> <p>農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>それぞれ議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付していますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第22号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関して、現地調査の結果を9番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第21号、受付番号第22号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>譲渡人は村外に在住し、農地を手放したいと考えていました。</p> <p>譲受人は以前から相対契約により農地を使用しており、今後も耕作を続けたいと考えて</p>

	<p>いたところ、両者の意思が一致したため、今回の申請に至ったものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第22号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号第22号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第4、議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第29号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>15ページをお開きください。</p> <p>議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。</p> <p>今回の案件は使用貸借が1件となります。</p> <p>農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですので補足説明をいたします。</p> <p>16ページをお開きください。</p> <p>受付番号第29号についてご説明いたします。</p> <p>農地の所有者と耕作者は他の農地を契約しており、両者によって契約を調整し申請されたものです。</p> <p>議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第29号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に関連して、現地調査の結果を3番坂根委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第22号、受付番号第29号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>所有者は労働力不足により耕作が難しい状況にあり、現在他の農地を契約している耕作者へ打診したところ了承を得たため、農地中間管理機構を通して貸し付けするものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも</p>

	問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第29号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第29号は原案のとおり決定しました。 次に日程第5、議案第23号非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。 受付番号第3号について審議に付します。 担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	20ページをお開きください。 議案第23号、非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か、農地・非農地の判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めるものです。 農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですので補足説明をいたします。 21ページをお開きください。 受付番号第3号についてご説明いたします。 非農地申請の時期及び事由は、願人は村外に在住しており相続により農地を取得したが、それ以前から労働力不足後継者不足により管理ができず、田としては利用していない。農機具が通れる道がないので、農地としての利用が困難であるためです。 議案、非農地証明願、位置図、現況写真を添付しておりますので参考にしてください。 以上で受付番号第3号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明に関連して、現地調査の結果を4番下村委員から報告を求めます。
事務局	議案第23号、受付番号第3号について現地調査の結果を報告します。 所有者は労働力不足、後継者不足により耕作できず、現在は原野化している状態です。 また、農機具が通れる道がなく、申請地へ向かうには、他の人の土地を横断する必要があるため、今後農地としての利用は困難と思われます。 申請地周辺には宅地が多く、農地への支障は無いため、非農地証明の交付は問題ないと考えます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第3号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第3号は原案のとおり決定しました。 次に日程第6、議案第24号新郷村農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の見直しに係る意見書の提出についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	25ページをお開きください。 議案第24号、新郷村農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の見直しに係る意見書の提出についてご説明いたします。 26ページをお開きください。 令和5年8月22日付、新農林第187号で依頼のあった基本的な構想の見直しについて農業委員会からの意見を求めるものです。 変更理由は、青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の改正に伴い、当村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を改正することとしました。 各目標数量等に変更はありませんが、人・農地プランを地域計画に名称を変え、法定化することとなり文面を変更しています。 議案とは別に基本的な構想（案）と新旧対照表を添付しておりますので参考にしてください。 以上で議案第24号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見などはございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第24号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第24号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和5年第9回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 9月 11日

議 長 日向將行

署名者 谷地村久人

署名者 佐藤久美子